

● 港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号）（脱炭素化関係抜粋）

背景・必要性

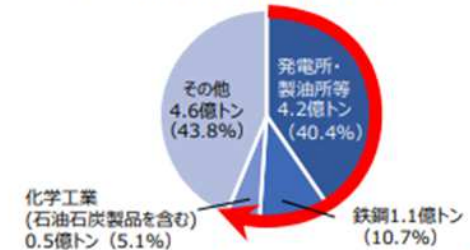
1. エネルギー・産業構造転換のために必要な港湾における脱炭素化の推進

- 我が国の運輸・産業分野の脱炭素化に必要な水素・燃料アンモニア等の活用を本格化させるためには、産業が集積し海上物流の拠点である港湾におけるそのサプライチェーンの構築と利用促進が必要。我が国産業や港湾の国際競争力にも影響する懸念。

➡ 臨海部に集積する産業と連携し、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進するための仕組みが必要。

我が国のCO₂排出量
計10.4億トン（2020年度）

CO₂排出量の約6割を占める産業の多くは、港湾・臨海部に立地



出典：国立環境研究所HP資料より、港湾局作成

法律の概要

1. 港湾における脱炭素化の推進

① 港湾の基本方針への位置づけの明確化 等

- 国が定める港湾の開発等に関する基本方針に「脱炭素社会の実現に向けて港湾が果たすべき役割」等を明記。
- 港湾法の適用を受ける港湾施設に、船舶に水素・燃料アンモニア等の動力源を補給するための施設を追加し、海運分野の脱炭素化を後押し。 ※併せて税制特例（固定資産税等）を措置

② 港湾における脱炭素化の取組の推進

- 港湾管理者(地方自治体)は、官民の連携による港湾における脱炭素化の取組※を定めた港湾脱炭素化推進計画を作成。
※水素等の受入れに必要な施設や船舶への環境負荷の少ない燃料の供給施設の整備等
- 港湾管理者は、関係する地方自治体や物流事業者、立地企業等からなる港湾脱炭素化推進協議会を組織し、計画の作成、実施等を協議。
- 水素関連産業の集積など、計画の実現のために港湾管理者が定める区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等を措置。

➡ 臨海部に集積する産業と連携して、カーボンニュートラルポート（CNP）の取組を推進し、我が国の産業や港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献

港湾脱炭素化推進計画に定める取組の例



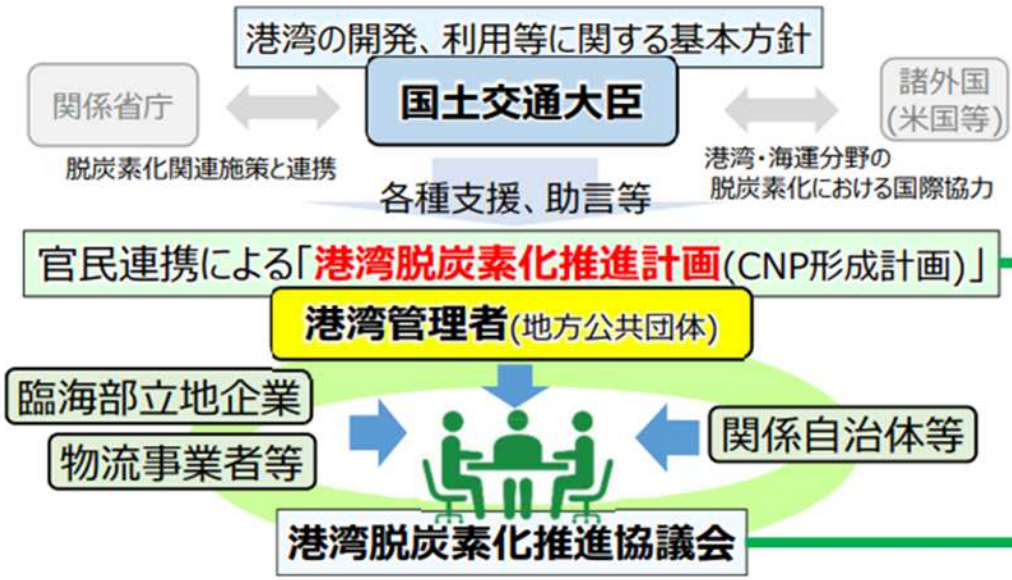
港湾における脱炭素化の取組の体制構築

背景・必要性

▶ 港湾における脱炭素化の取組は、多岐に亘る官民の主体が関係することから、その実効性を高めるためには、官民連携による継続的かつ計画的な取組を進める体制構築が必要

改正内容

▶ 臨海部に集積する産業等と連携した脱炭素化の取組を進めるため、港湾における官民関係者が一体となった、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進する仕組みを導入



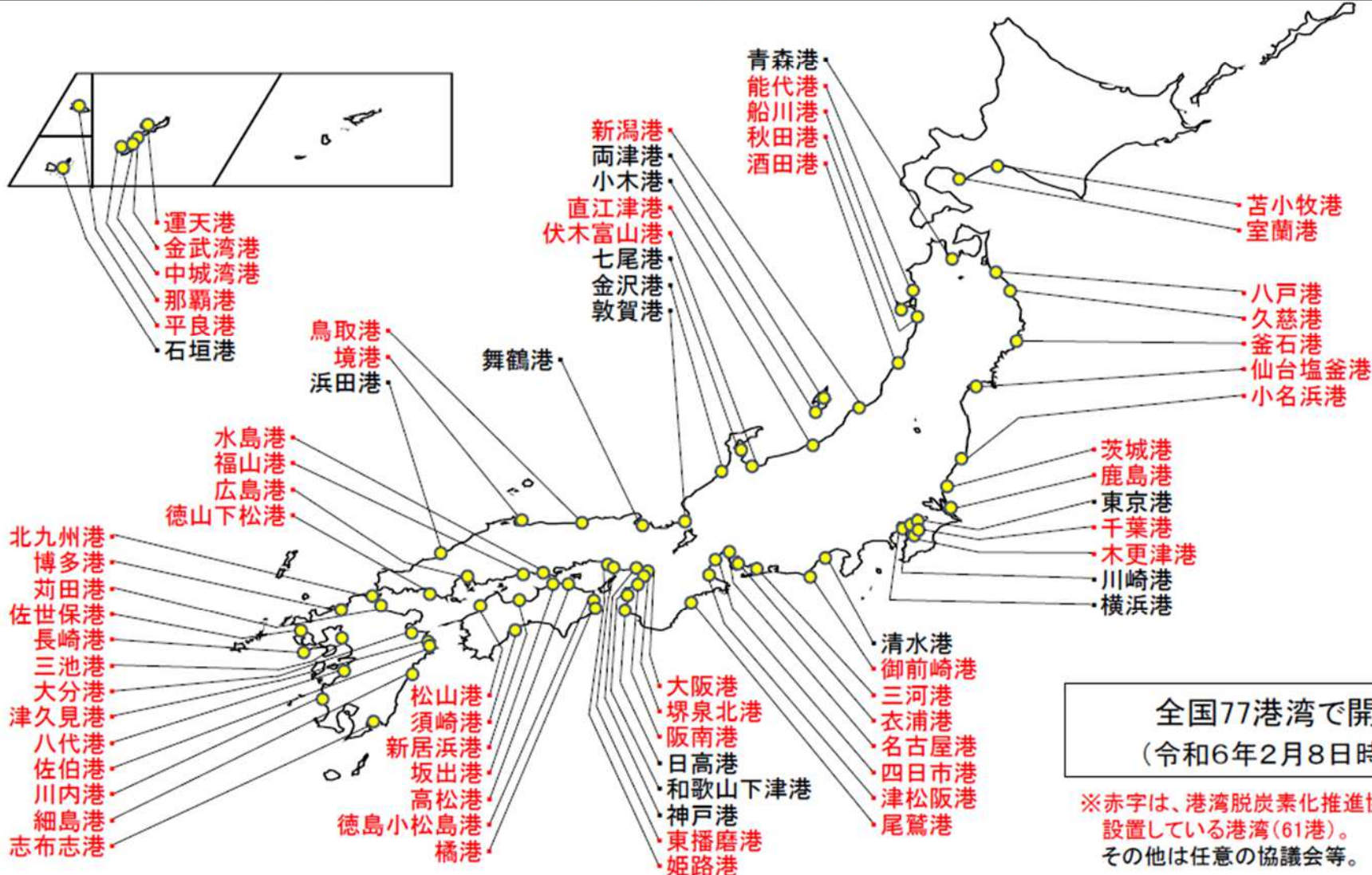
- #### 「港湾脱炭素化推進計画」に定める事項
- ✓ **基本的な方針** (取組の方向性 等)
 - ✓ **計画期間と目標**
 - ・ CO2削減目標量や水素等の取扱貨物量 等
 - ✓ **港湾における脱炭素化の促進に資する事業、事業主体**
 - ・ 水素等の供給のための港湾施設等の整備、既存施設の利用転換 等
 - ・ 荷役機械のEV化、陸上電力供給設備やLNGバンカリング施設の整備 等
 - ・ その他港湾空間を活用した取組(洋上風力発電、ブルーカーボンの推進) 等
 - ✓ **計画の達成状況の評価に関する事項**
 - ・ 進捗管理の体制・方法 等
 - ✓ **その他港湾管理者が必要と認める事項**

- #### 「港湾脱炭素化推進協議会」の構成員
- ✓ **港湾管理者**(協議会の設置主体)
 - ✓ **関係地方公共団体**(港湾所在市町村 等)
 - ✓ **脱炭素化の取組を行う民間事業者**(立地企業、物流事業者等)
 - ✓ **港湾利用者**(船会社等)
 - ✓ **学識経験者** 等

港湾脱炭素化推進協議会について

港湾脱炭素化推進協議会等の開催状況

○ カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向け、各港湾において官民連携の協議会等(※)が開催されている。
 (※) 構成：港湾管理者、関係地方公共団体、民間事業者、港湾利用者、学識経験者、関係省庁の地方支分部局 等
 ○ 本日現在、重要港湾以上125港のうち77港(そのうち国際拠点港湾以上23港中22港)において協議会等が設置されている。



全国77港湾で開催
 (令和6年2月8日時点)

※赤字は、港湾脱炭素化推進協議会を設置している港湾(61港)。その他は任意の協議会等。

資料：第6回カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた検討会(令和6年2月9日)資料部分抜粋